

会社等の健康保険に加入している方名義の被保険者証が届いた場合は…

国民健康保険に加入していた方が、会社等の健康保険に加入しても、自動的に国民健康保険から脱退となる仕組みはありません。国民健康保険の脱退の届出はご自身で行う必要があります。

今回お送りした被保険者証の中に、会社等の健康保険に加入している方の被保険者証がある場合は、その方の国民健康保険脱退の届出がお済みでないと考えられますので、お手数ですがお住まいの区の区役所・支所区民センターまで届出をお願いします。

届出に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 会社等の健康保険に加入した証明書(会社の健康保険証等)
- マイナンバー(個人番号)のわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
※通知カードは住所・氏名等が住民票記載事項と一致するもの。
- 顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、旅券等)
※マイナンバーカード(顔写真付き)をお持ちの方は不要です。
- 世帯主の委任を受けた代理人が申請する場合は、上記に加え、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

※会社等の健康保険に加入した日以降に、川崎市が交付した国民健康保険被保険者証を使って医療機関等を受診すると、本市が負担した医療費(総医療費の7～8割分)を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

脱退届出はインターネットでも可能です

勤め先の健康保険に加入されたことにより国民健康保険を脱退される方については「オンライン手続かわさき」での届出も可能です。区役所・支所へ来庁することなく、お手持ちのパソコン・スマートフォンでの手続きが可能ですので、よろしければご利用ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000068126.html>

※上記ページから電子申請サイトにアクセスできます。



(二次元コード)

※初めて「オンライン手続かわさき」を利用する方は、利用者登録が必要です。

※これまで「ネット窓口かわさき」を利用していた方が「オンライン手続かわさき」を利用する場合も、改めて利用者登録が必要です。

※届出の際には、勤め先の健康保険から交付された新しい健康保険証(会社等の健康保険に加入した被保険者・被扶養者の方全員分)の写真またはスキャンした画像を添付していただく必要があります。

※勤め先の健康保険又は国民健康保険組合への加入以外の事由による国民健康保険の脱退にはご利用できませんのでご注意ください。

限度額適用認定証などの申請のご案内

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、又は「食事療養標準負担額減額認定証」(以下「認定証」といいます。)をお持ちの方は、有効期限が令和5年7月31日となっています。

令和5年8月以降も認定証を引き続きお使いになる場合は、あなたの世帯の令和4年中の所得状況や現在の国民健康保険料の納付状況をもとに新たに認定を行いますので、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当に申請していただきますようお願いいたします。

(所得の申告状況や保険料の納付状況によっては交付できない場合があります。確認したい方は、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当へお問合せください。)

なお、申請の際は、必ず新しい被保険者証をご持参ください。

申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証(新しく交付したもの)
- マイナンバー(個人番号)のわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
※通知カードは住所・氏名等が住民票記載事項と一致するもの。
- 顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、旅券等)
※マイナンバーカード(顔写真付き)をお持ちの方は不要です。
- (住民税非課税世帯等の方で、過去1年間の入院日数が通算で90日を超えた方)申請月から遡って1年間分の入院期間が証明できるもの及び入院日数届出書(入院期間が明記された領収書など)
- 世帯主の委任を受けた代理人が申請する場合は、上記に加え、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

あなたの意思で救える命があります

今回、お送りしました被保険者証の裏面は臓器提供意思表示欄になっております。ご記入いただける場合は次の記入方法を参照してください。※記入は任意です。

「STEP 1」

「STEP 2」

「STEP 3」

「STEP 4」

「特記欄」

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

STEP 1 意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

a) 脳死後及び心臓が停止後に提供してもよいと思われる方は、1に○をしてください。

b) 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した後は、臓器を提供してもよいと思われる方は、2に○をしてください。(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)

c) 臓器を提供したくないと思われる方は、3に○をしてください。 **STEP 4**へ

STEP 2 提供したくない臓器の選択

1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓(じんぞう)・膵臓(すいぞう)・小腸・眼球

心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

STEP 3 特記欄への記載について

a) 組織の提供について
1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもよいという方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

b) 親族優先の意思について
親族優先提供の意思を表示したい方は、次をお読みの上で「親族優先」と記入できます。

STEP 4 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。可能であれば、この被保険者証を持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。

親族への優先提供が行われる場合

親族優先提供についての留意事項

以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。
- 臓器提供の際、親族(配偶者^{#1}、子ども^{#2}、父母^{#2})が移植希望登録をしている。
- 医学的な条件(適合条件)を満たしている。

※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含まれません。 ※2 夫の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

- 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- 優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- 「○○さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

(問い合わせ先) (公社)日本臓器移植ネットワーク 電話 0120-78-1069

臓器提供意思表示欄に記入した後、被保険者証台紙裏面の個人情報保護シールを貼付してください。

国民健康保険料の納付は口座振替で!

① 金融機関の窓口でのお申し込み

市内金融機関の窓口に着用してある口座振替納付依頼書を記入し、金融機関の窓口で直接お申し込みください。

〈必要なもの〉●被保険者証 ●通帳 ●口座届出印

② Webでのお申し込み (Web口座振替受付サービス)

川崎市ホームページ[国民健康保険料の納付方法について]ページ内の[Web口座振替受付サイト]リンクからお申込みください。

〈必要なもの〉●被保険者証 ●キャッシュカード

●本人認証に必要な情報
※金融機関により異なります

[国民健康保険料の納付方法について]
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000120695.html>

③ 区役所・支所の窓口でのお申し込み (ペイジー口座振替受付サービス)

区役所保険年金課・支所保険年金担当の窓口で口座振替納付依頼書を記入してお申し込みください。

〈必要なもの〉●被保険者証 ●キャッシュカード ●暗証番号
※キャッシュカードの種類により取り扱いえない場合があります。

国保・介護・後期に関するお問い合わせ先
川崎市保険コールセンター 044-200-0783
受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 第二・第四土曜日 8:30 ~ 12:30 ※年末年始を除く

お申し込み可能な金融機関 (令和4年11月1日時点)

金融機関名	① 金融機関	② Web	③ 区役所・支所
みずほ銀行	●	●	●
三菱UFJ銀行	●	●	●
三井住友銀行	●	●	●
りそな銀行	●	●	●
群馬銀行	●	●	×
さらぼし銀行	●	●	●
横浜銀行	●	●	●
東日本銀行	●	●	×
神奈川銀行	●	●	×
静岡中央銀行	●	●	×
横浜信用金庫	●	●	●
川崎信用金庫	●	●	●
さわやか信用金庫	●	●	×
芝信用金庫	●	●	●
城南信用金庫	●	●	×
世田谷信用金庫	●	●	●
みずほ信託銀行	●	×	×
三井住友信託銀行	▲*	×	×
八千代信用組合	●	×	×
神奈川県医師信用組合	●	●	×
横浜華銀信用組合	●	×	×
中央労働金庫	●	●	●
セレサ川崎農業協同組合	●	●	●
ゆうちょ銀行	●	●	●

ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください



被保険者証と一緒に送りしたものをお使いください。

ジェネリック医薬品の豆知識

ジェネリック医薬品を選ぶことで、ご自身の負担が減った場合には、国の医療費を減らすことにつながります。特に、慢性的な疾患などで継続的に服用している方や、複数の薬を服用している方は、薬代を減らす効果が大きくなります。

※窓口で支払う際には、薬代以外に調剤料などがかりますので、医薬品の価格が下がっても、患者さんのご負担は新薬と変わらないか、上がることもあります。薬局によって調剤料などが異なりますので、先発医薬品との最終的な窓口差額を確認の上、お選びください。

ジェネリック医薬品とは

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」とは、新薬(先発医薬品)の主成分特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作るができます。ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬とほぼ同等であると認められています。

ジェネリック医薬品 Q&A

Q すべての薬をジェネリック医薬品に替えることはできますか？

A 特許の切れていない薬にはジェネリック医薬品はありません。

特許期間内の薬には、ジェネリック医薬品はありません。また、特許の切れた薬のすべてにジェネリック医薬品が用意されているとは限りません。なお、切替可能なジェネリック医薬品は、薬局の在庫状況等により変わる場合があります。

Q 何か疑問な点や不安な点があるときは？

A 医師や薬剤師に相談してみましょう。

ジェネリック医薬品の使用に不安がある場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。服用をはじめたあと効き目などが変更前と異なると感じるときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

ジェネリック医薬品に関するお知らせハガキについて

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担相当額が少なくなる可能性のある方に、年3回、お知らせハガキを送付しています。ハガキが届いたら、内容をご確認いただき、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

マイナポータルにおいて利用申込を行ったマイナンバーカードを健康保険証として利用できます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めにカードの申請をお願いいたします。

※マイナンバーカードの健康保険証利用に対応していない医療機関を受診する際は引き続き保険証をお持ちください。対応している医療機関は厚生労働省のHPで掲載していますので、事前に確認をお願いいたします。

※詳細や最新の情報は、川崎市ホームページ内の「オンライン資格確認及びマイナンバーカードの保険証利用について」をご参照ください。



(二次元コード)

【マイナンバーについてのお問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

※健康保険証利用に関するお問い合わせは音声ガイドに従って「4→2」の順にお進みください。

平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付